

2 川崎市子どもの権利委員会の答申・意見

I 子どもに対する支援の協働・連携について（答申）＜抜粋＞ （令和元年5月）

【第6期川崎市子どもの権利委員会の答申にあたって】

◎川崎市子どもの権利委員会による検証について

市内の子どもと子どもを取り巻く大人の現状を的確に把握するため、実態・意識調査や行政及び市民との対話等をベースに検証することに留意した。

◎諮問の内容等について

- ・社会状況や経済状況など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化し、様々な不安や地域における孤立感などが高まっているため、子どもと家庭を社会全体で支援していくことが必要である。
- ・川崎市では、子どもを含めた全ての地域住民を対象にした「地域包括ケアシステム」を推進し、地域で暮らす多くの人たちと交流しながら、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めている。
- ・一方、子どもの権利をめぐる課題として、児童虐待、いじめ、不登校、非行、家庭の貧困などがあり、これらの課題解決に向けては、行政、市民、関係団体・機関との協働・連携による一体的な支援が不可欠である。
- ・地域包括ケアシステムを推進する中で、子どもの支援の主体は多様であり、行政と市民、関係団体・機関との協働・連携のあり方を多様な視点から検証する必要がある。

【子どもに対する支援の協働・連携についての提言】

（1）子ども参加の仕組みの活動実態を調査し、課題解決のために必要な支援をすること

- ・川崎市子ども会議等の実態を調査し、子どもとの話し合いのもとに課題解決の方策を講じること
- ・他自治体の子どもの会議との交流を推進すること
- ・子ども同士の情報共有や活動交流がしやすいように、SNSなどのツールを積極的に活用すること
- ・調査する過程で、子ども自身が子どもの権利について詳しく知ることができるように、情報提供すること

（2）相談機関や救済制度を、子どもや大人にとって利用しやすいものとなるよう取組を進めること

- ・メールやSNSによる外国語対応を含む相談などの導入を検討すること
- ・不登校の子ども、外国につながるのある子ども、障がいのある子どもについて、一人ひとりの状況をとらえながら支援等を行うこと
- ・居場所型の支援の仕組みの身近な地域ごとへの設置を検討すること
- ・利用者に寄り添う相談支援ができるよう、相談者の研修において、子どもの権利の周知を行うこと

(3) 地域における子ども・子育て支援活動の推進に向けた連携及び情報発信等への支援を進めること

- ・町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所等の連携を進めること
- ・団体同士の情報交換の場の設定や「情報発信」に関する研修会の開催に取り組むこと
- ・活動場所に関する支援や運営に関する相談などの対応を検討すること

(4) 子ども・子育て支援活動団体と行政等との地域ネットワークの構築を進めること

- ・活動団体と行政等が定期的に情報交換や意見交換のできる場を設けるなど、団体同士のネットワークを形成するため、地域におけるコーディネート役を担うこと
- ・地域における気になる子どもや家庭への支援を推進するため、必要な情報の取り扱いや共有方法についての検討、整備を進めること

(5) 児童虐待防止等子どもの権利保障を徹底するために、行政の専門性の確保と組織マネジメントに向けた取組を進めること

- ・子どもの権利保障の意識を持つことを徹底し、職員育成に向けた検討を進めること
- ・子どもに関わる行政機関その他の機関間の連携強化をすること
- ・地域包括ケアシステムの推進と児童虐待対応等との連関について、子どもの権利の理念をわかりやすく提示すること

Ⅱ 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見＜抜粋＞

（令和元年7月）

（１）計画策定にあたって

平成28年改正児童福祉法は、第1条で子どもの権利条約の引用を行った。令和元年の今年
は、子どもの権利条約が採択されて30年（日本批准25年）である。

いうまでもなく、川崎市は他の自治体に先駆けて子どもの権利条約の理念に基づき条例を制定した地域であり、これまでも子どもを中心とした様々な施策を展開してきた。しかし、昨今の虐待やいじめ等により命を落とす子どもの事件を踏まえ、次期の行動計画を策定するにあたっては、子どもの権利の主体性という原点に再び回帰し、子どもの視点から様々な施策の総点検を行い、行動計画の再構築を行っていかねばならない。

（２）子どもの権利をめぐる課題について

① 条例の認知度について（条例第6・7条関連）

条例の子どもの認知度が、第4～5回の調査から上がってきていることは喜ばしいことだが、年齢が上がるほど数値は下がる傾向にある。小中学校、市立高校においては、条例について公民・道徳・現代社会の授業等に取り入れているようだが、県立高校においては、条例の冊子等の配布にとどまっているのではないかな。

条例への理解を広めるうえでは、学習塾などの協力を得ながら、高校生が条例について再確認できる機会を与える等の工夫が求められる。

② 子どもの養育の支援について（条例第18条関連）

非行、児童虐待やいじめ、子どもの貧困といった問題、不登校やひきこもりといった支援の必要な課題がある中、養育する親等が身近なところで相談する相手がいない、人との関わりがない、頼れる人や居場所がないなどといった状況にあることが考えられる。

安心して養育することができる相談・支援のあり方や、親等が気軽に集まれる場所などが求められており、実態に則した支援方法を検証した上で、地域と連携した具体策の検討が必要と考える。

③ 児童虐待について（条例第19・20・23条関連）

児童虐待対応において児童相談所及び子どもに関わる関係機関の専門性強化が求められている。

現場で子どもに関わる者が児童虐待の兆候を見逃さないこと、発見して迅速に関係機関につなげること、関係機関間で共通のリスク判断ができること、一時保護時又は解除時の地域でのネットワークによる継続的な支えるシステム・運用等、子どもの命が関係機関の狭間に落ちないための一層の取組の推進が求められる。

④ いじめについて（条例第24条関連）

一人ひとりとはかけがいのない存在であり、多数の理屈や物差しで優劣がつけられてよい存在ではない。子どもの苦しい状況や辛い状況の早期発見と対応が求められる。

特に、教職員にはこうした多様な個々の子どもへの理解が求められるが、担当者任せの対応とならないような組織マネジメントが発揮される必要がある。どんな大人と

関わったかにより子どもの命や価値の扱われ方が異ならないような、具体的な施策展開が求められる。

⑤ 子どもの居場所について（条例第 27 条関連）

子どもが守られ、ありのままの自分でいられながらいきいきと過ごせ、自ら成長していく力を育んでいくことができる居場所の必要性が高まっている。居場所を失った子どもを含めた予防的な取組としての居場所づくり、新たな地域づくり、子どもにやさしいまちづくりの実現が求められる。

市はもとより地域住民や子ども自らが主体的に参加できるような居場所運営のあり方や取組に向け、関係団体や町内会・自治会と関係機関間の協働・連携がより必要と思われる。

⑥ 子どもの参加・意見表明について（条例第 29 条関連）

子どもは単に「保護の客体」ではなく、大人と同様の「権利の全面的な主体」である。子どもの参加・意見表明の機会の確保は、かかる権利の保障を実質的に担保するものであって、これを促進していくことの必要性・重要性は、条例制定から間もなく 20 年が経とうとしている現在も失われてはいない。

子どもが抱える課題の解決に向け、行政、市民、関係団体による協働・連携を機能させるためにも、これまでの参加形態や意見表明の方法の検証・見直しを含め、子どもがより主体的に参加し、自身の意見を安心して表明できる仕組みを構築することが必要である。

⑦ 相談及び救済について（条例第 35 条関連）

第 6 回の調査で、子どもに対して知っている相談・救済機関をたずねたところ、「児童相談所」、「24 時間子供 SOS 電話相談」、「かわさきチャイルドライン」、「子どもあんしんダイヤル」の回答の割合が高かった。相談・救済機関の周知の取組が効果を表していると推察される。

それとともに、どのようなところなら相談しようと思うかをたずねたところ、「話をちゃんと聞いてくれるところ」、「自分が相談したことを秘密にしてくれるところ」、「気軽に話せそうなところ」、「親身に自分の相談を聞いてくれるところ」が回答の上位 4 件であった。ここに相談・救済機関に求められている姿が示されているのではないか。子どもに寄り添った専門性の高い職員の育成や、外国語対応を含めたメール・SNS の導入などを整備することが求められる。

（3）重点的取組について

現行の第 5 次の行動計画においては、①子どもへの切れ目のない支援の取組、②困難を抱える子どもを支援する取組、③子どもの居場所を支援する取組の 3 つの項目が設定されている。

このうち、①については、区役所地域みまもり支援センターにおける「こども総合支援ネットワーク会議」の開催など、③については、「子ども夢パーク」や「適応指導教室」等の施設の運営の充実など、具体的な施策への反映がみられており、権利委員会としては、今後もその推移を注視していくところである。②についても、これまで多くの施策が進められているが、児童福祉法等の改正において川崎市には基礎自治体としての役割をさらに求められるなど、条例第 19・20・23・24 条関連への要請は依然として高い。

昨今の事件を踏まえた以上の事柄と市長からの諮問「子どもに対する支援の協働・連携について」に対する権利委員会からの令和元年5月の答申に基づき、次期の行動計画において特に市が重点的に取り組む必要があるものとして、次の項目を指摘する。

① パートナーとしてつなぎ・つながる協働・連携づくりの取組

市民との意見交換会では、地域の様々な団体・NPO等をつなげる役割を行政に期待する声があげられた。川崎市が進める地域包括ケアシステムの核の一つとなる住民とのパートナー関係、その具体化としてのつなぎ・つながる関係のより一層の推進のためには、行政を含めた関係機関間で常に子どもの権利を中心に据え、どのような形で協働していけるのかが模索されなければならない。

協働・連携の一層の具体化という視点から、今一度施策づくり、施策点検を行っていくことが求められる。

② 児童虐待・いじめ等に対する専門性を高める取組（条例第19・20・23・24条関連）

児童虐待・いじめ等を受け止める行政組織に専門的知見がなければ、子どもは声をあげてことをやめてしまうことが一連の事件からも明らかとなっている。

児童虐待やいじめ等に対し、これまでも川崎市は各種対策をしてきているところ、その効果を個々の子どもたちがどの程度感じられているのか、信頼して相談できているのか、相談等の前提となる行政機関側の専門性の向上についての効果測定を行うとともに、職員に対する人材育成のさらなる推進などが求められる。

③ 子どもが地域づくりの主人公と実感できる参加の取組（条例第29条関連）

子どもの参加・意見表明は、子どもを大人と同様の「権利の全面的な主体」、「大人とともに社会を構成するパートナー」と捉え、かかる主体的な地位を実質的に保障するためにその機会の確保が要請されたものである。

第6回の調査では、学校、地域その他の話し合いの場に参加した経験のある子どもは少数にとどまり、条例に基づいて開催・運営される子ども会議のメンバーを集めることに苦慮する地域も存在することが明らかとなった。こうした現状は、地域・社会の主人公であるはずの子ども自身が、上記のような主体的な地位を有していることを実感できていないことにその遠因があるものと思われる。

間もなく条例制定から20年を迎えるこの時期に、再度条例制定の原点に立ち戻って、より子どもが地域づくりの主人公と実感できるような参加の仕組みを構築することが期待される。

（4）その他

令和元年5月28日、川崎市多摩区の登戸駅付近の路上において、小学生の児童や保護者らが相次いで刺されるという痛ましい事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えた。川崎市は、現場の近くの小学校にスクールカウンセラーを派遣するなど、児童に配慮した対応を行ったが、日頃から地域で行われている通学路の見守りといった活動などは、子どもが安心して生きることができるまちづくりの実現にあたってとても重要な役割を果たしている。

権利委員会による答申では、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会等の地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体が、地域の課題を共有し、どのように解決していくのかについて理解を深める必要があると提言した。行政と地域が連携し、子どもの権利保障の空白を生じさせないことは、すべての課題解決に関わっている。